## 給付金のお知らせ





児童1人あたり

物価高騰による家計の負担を軽減するため、以下の方を対象に給付金を支給します。

### ①住民税非課税世帯

1世帯あたり

3万円 物価高騰対応特別給付金

②住民税非課税世帯

生まれた児童を養育する世帯。

2万円 ども加算特別給付金 ①の給付金の対象となる世帯のうち、平成18 年4月2日以降から令和7年3月31日までに

倉飯

令和6年12月13日時点で砂川市に住民登録があり、 世帯員全員が「令和6年度住民税非課税」である世帯 ※住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる 世帯は対象外。

③住民税均等割のみ課税世帯 1世帯あたり 物価高騰対応特別給付金 3万円

令和6年12月13日時点で砂川市に住民登録が ある世帯のうち、以下のいずれかに該当する世帯。

- ・世帯員全員が「令和6年度住民税均等割のみ 課税しの世帯
- ・「令和6年度住民税が均等割のみ課税」の方と「令 和6年度住民税が非課税」の方で構成される世帯
- ※住民税が課税されている方の扶養親族のみか らなる世帯は対象外。

児童1人あたり ④住民税均等割のみ課税世帯 2万円 子ども加算特別給付金

③の給付金の対象となる世帯のうち、平成18年4月2日か ら令和7年3月31日までに生まれた児童を養育する世帯。

⑤子育て世帯特別給付金

児童1人あたり 2万円

24の給付金の対象とならない世帯のうち、平成18年4月2 日から令和7年3月31日までに生まれた児童を養育する世帯。

#### ◎支給方法について

#### ①~④の給付金

対象となる世帯に確認書を郵送していますので、必要事項を記入のうえ返送 してください。確認書を受理してからおおむね3週間後に振り込みます。

※2 4の給付金に関して、令和6年12月13日時点で単身で学校の寮で 生活している場合など、住民票上で別世帯の児童の生計を維持している世 帯は申請が必要となりますので、子育て支援係へお問い合わせください。

⑤の給付金

対象となる世帯へ2月上旬に案内文書を送付し、随 時振り込みます (申請が必要な世帯については、別途 申請書を送付します)。

※対象と思われる世帯で文書が届かない場合は、子 育て支援係へお問い合わせください。

間① ③に関すること: 社会福祉係症 74-8103

② ④ ⑤に関すること:子育て支援係症 74-8369

# 成年後見制度市民フォーラム



誰にでも必ず訪れる最期のとき…。ふだんは考える機会が少ない「老い支度(終活)」に ついて、成年後見人などとして多くの方を支えてきた実績のある弁護士が、「成年後見制度」 や複雑な「相続」などを含めて、ポイントを解説します!ご自身のこと、別々に暮らしている 親族のことなど、最期について考え話し合う準備のために学んでみませんか?

- ●と き 3月1日出 14:00~15:45
- ●ところ 地域交流センターゆう
- ●参加料 無料
- ●申 込 2月20日休までに下記へ



講師

岩見沢ななほし法律事務所 田村秀樹 弁護士

間成年後見支援センター(砂川市社会福祉協議会) Tel 52-2588